

オフィスライン SMS KDDI Message Cast パートナープログラム利用規約

第 1 章 総則

第 1.1 条 目的

株式会社アジャストワン（以下、併せて「当社」といいます。）は、第 1.3 条に定める販売 パートナーに対し、オフィスライン SMS KDDI Message Cast を提供するにあたり、当社と販売パートナーとの間に適用される条件につき、以下のとおりオフィスライン SMS KDDI Message Cast パートナープログラム利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

第 1.2 条 個別規約

当社は、本規約のほか、必要に応じて個別に本サービスに関する注意事項等（以下、併せて「個別規約」といいます。）を定める場合があります。その場合、個別規約の内容も本規約の一部を構成するものとします。但し、本規約と個別規約の内容が矛盾、抵触する場合には、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

第 1.3 条 用語の定義

本規約において用いられる用語の意味は、以下各号に定める意味で使用するものとします。

1.3.1 「販売パートナー」

第 3.1 条及び第 3.2 条に従い、本規約に同意し、当社と本プログラムの提供にかかる利用契約を締結したうえで、同契約に従い、本サービスを自らのサービスとして顧客へ販売し、提供する法人をいいます。

1.3.2 「利用者」

当社との間で本サービスの再販売にかかる契約を締結したうえで、販売パートナーから本サービスの再販売を受ける法人をいいます。

1.3.3 「本サービス」

当社が提供する RCS、+メッセージに準拠したメッセージ配信サービスであるオフィスライン SMS KDDI Message Cast サービスをいい、当社が、利用者から、利用者自ら承諾を得たうえで指定するエンドユーザーに対するメッセージの配信依頼を受け、期間及び配信先を限定して各通信事業者へのメッセージの配信依頼の取次ぎを行うサービスをいいます。本サ

ービスの利用にあたり、当社は、利用者に対して、利用者設備と本サービス設備を接続するための API、及び本サービス設備から直接入稿を行う画面を提供します。本サービスでは、利用者は、RCS、+メッセージ、SMS それぞれの形式でのメッセージ配信を選択することができます。

1.3.4 「本プログラム」

販売パートナーが、本サービスの顧客への再販売を行うため、当社から受ける本サービスの卸提供をいいます。

1.3.5 「販売パートナー設備」

販売パートナーが、本サービスの卸提供を当社より受け、利用者へ再販売するために必要なものとして、自らの費用及び責任において用意すべき電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等をいいます。

1.3.6 「利用者設備」

本サービスを利用するためには必要なものとして、自らの費用及び責任において用意すべき電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等をいいます。

1.3.7 「本サービス用設備」

販売パートナー設備及び利用者設備以外に、当社が本サービスを販売パートナー及び利用者へ提供するためには必要なものとして、当社又は当社指定の第三者が提供する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等をいいます。

1.3.8 「通信事業者設備」

当社より特定のエンドユーザーへのメッセージの配信依頼を受けた各通信事業者が提供する、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等をいいます。

1.3.9 「ログイン ID」

パスワードと組み合わせて販売パートナー及び利用者を識別するため、当社が販売パートナー又は利用者ごとに提供する符号をいいます。

1.3.10 「パスワード」

ログイン ID と組み合わせて販売パートナー及び利用者を識別するために用いられる、当社又は販売パートナー、利用者が設定した符号をいいます。

1.3.11 「公式アカウント」

利用者が本サービスを利用するに際して、当社が利用者ごとに付与し、利用者に運営させる RCS 及び + メッセージアカウントであり、GSMA 標準 RCC.71 で定義されているチャットボット (chatbot) をいいます。

1.3.12 「送信元電話番号」

利用者がエンドユーザーへ SMS 配信をした際にエンドユーザーの端末に表示される SMS 送信元の電話番号のこととをいいます。

1.3.13 「アカウント」

オフィスライン SMS KDDI Message Cast が利用者へ付与する公式アカウント、送信元電話番号の総称をいいます。

1.3.14 「エンドユーザー」

利用者が RCS、+ メッセージや SMS の配信する宛先である一般ユーザーをいいます。

1.3.15 「+ メッセージ」

GSMA で世界的に標準化されている「Rich Communication Services (RCS)」に準拠した、携帯電話同士で携帯電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りする SMS の後継サービスをいいます。

1.3.16 「SMS」

携帯電話同士で電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りする「Short Message Service」をいいます。

1.3.17 「RCS」

当社の提供するメッセージサービスである「Rich Communication Services (RCS)」サービスをいいます。

第 2 章 本規約の変更及び遵守

第 2.1 条 本規約の変更

当社は、予め当社所定の方法で販売パートナーに公表又は通知することにより、本規約又は個別規約の内容を変更できるものとします。販売パートナーは、当該変更後に引き続き本プログラムを利用した場合には、当該変更後の本規約又は個別規約の内容に同意したものとみなされます。

第 2.2 条 本規約の遵守

本規約及び個別規約は、販売パートナーが本プログラムの提供を受ける際の、当社と販売パートナーとの間の一切の関係に適用されるものとし、販売パートナーは本規約及び個別規約を誠実に遵守するものとします。

第 3 章 本プログラム利用契約の申込み、締結、変更、解除

第 3.1 条 本プログラム利用申込み本プログラムの提供を受けることを希望する法人は、当社が別途定める「オフィスライン SMS KDDI Message Cast パートナープログラム申込書」とその他の必要書類の提出により、本プログラムの申込みを行うものとします。

第 3.2 条 本プログラムの利用契約の成立

本プログラムの提供を受けることを希望する法人が、本規約及び個別規約に同意のうえ、前条の定めに従い本プログラムの申込みを行い、当社がこれを承諾することによって、当社と当該法人との間に本プログラムの提供にかかる利用契約が成立するものとします。これにより、当該法人は、以後、販売パートナーとして、本サービスを顧客へ再販売することができるようになります。

第 3.3 条 本プログラム利用に必要な情報の通知

当社は、販売パートナーとの間に本プログラムの提供にかかる利用契約を締結したときは、本プログラムの提供に必要となる ID、パスワードその他の情報を、当社所定の方法により販売パートナーに通知するものとします。

第 3.4 条 申込みの不承諾

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本プログラムの申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 本プログラムの提供を受けることを希望する法人が、利用者へ本サービスの再販売を行うにあたり、当該利用者に対し、当社が別途定める「オフィスライン SMS KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」に記載された事項を遵守させることができない恐れがあると当社が判断したとき。

- (2) 本プログラムの提供を受けることを希望する法人が、本プログラムを含む当社及び当社のグループ会社が提供するサービスの利用料金、費用、割増金又は遅延損害金等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 本プログラムの申込みに際して当社に届け出がなされた内容につき、虚偽又は事実と異なる記載があったとき。
- (4) 本プログラムの提供を受けることを希望する法人が、本プログラムを含む当社及び当社のグループ会社が提供するサービスの利用にかかる契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等の処分を受けたことがあり、現に受け、又は受ける恐れのあるとき。
- (5) 前号のほか、本プログラムの提供を受けることを希望する法人が、当社の提供するサービスの利用にかかる契約に違反する行為若しくは違反の恐れのある行為を行ったことがあるとき、又は現に行っているとき。
- (6) 本プログラムの提供を受けることを希望する法人に対して本プログラムを提供することにより、当社の業務遂行に支障が生じる恐れのあるとき。
- (7) 本プログラムの提供を受けることを希望する法人が、第 10.6 条に違反し、又は違反する恐れがあると当社が判断したとき。
- (8) 前各号のほか、本プログラムの提供にかかる利用契約を締結することが適当でないと当社が判断したとき。

第 3.5 条 契約の変更

販売パートナーは、当社に届け出た内容に変更が生じた場合、当社所定の方法により、変更後遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。前項の届出を怠ったことにより、販売パートナーが不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。また、販売パートナーは、本プログラムの提供にかかる利用契約に定めた本プログラムの内容の変更を希望する場合、当社の別途定める方法により変更の申し込みをすることができるものとします。但し、当社は、販売パートナーが希望する変更内容を審査のうえ、自らの裁量により、変更の承諾の可否を決することができるものとします。

第 3.6 条 本プログラムの提供にかかる契約期間

本規約並びに「オフィスライン SMS KDDI Message Cast パートナープログラム申込書」の提出及びこれに対する当社の承諾により締結される、本プログラムの提供にかかる利用契約の有効期間並びにその更新の有無及び方法については、当社が承諾した当該申込書の定めに従うものとします。

第 3.7 条 契約の解除

当社は、販売パートナーが次の各号のいずれか一つに該当するときは、通知、催告等何らの手続を要することなく、直ちに、本プログラムの提供にかかる利用契約を解除することができます。この場合、販売パートナーは、当社が承諾した本プログラムの申込みにかかる申込書（以下「申込書」といいます。）に記載されたとおりの解約手数料及び当社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 本規約又は個別規約に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
- (2) 差押、仮差押若しくは仮処分の命令、通知が発送され、又は競売の申立を受けたとき。
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別精算開始の申立があったとき。
- (5) 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡となったとき。
- (6) 合併によらず解散し、又は営業を廃止したとき。
- (7) 本プログラムの提供にかかる利用契約の履行にあたり不正な行為があったとき。
- (8) 当社の名誉、信用を失墜させ、若しくは当社に重大な損害を与えたとき、又はその恐れがあるとき。
- (9) 販売パートナーの資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
- (10) 第 5.3 条に違反し、又は違反する恐れがあるとき。
- (11) 第 10.6 条に違反し、又は違反する恐れがあるとき。
- (12) 販売パートナーが第 3.4 条各号の規定に該当していたことが判明したとき。
- (13) 本サービスにかかる各通信事業者の定める利用規約のいずれかに違反し、又は違反する恐れがあるとき。

第 3.8 条 解約

1. 販売パートナーは、理由の如何にかかわらず、当社の別途定める方法により、前々月の 1 日（当該日が当社の休業日である場合には、その前営業日）までに当社に通知することにより、当月の 1 日をもって利用契約を解約することができます。但し、販売パートナーは、全ての利用者に対する本サービスの再販売にかかる利用契約の終了及び当該利用者への本サービスの提供の終了につき、利用者から予め同意を得るものとします。かかる同意を得ていなかったことにより利用者に損害が生じた場合には、販売パートナーにて損害の賠償を行い、解決するものとし、当社はかかる損害について

一切の責任を負わないものとします。

2. 前項に基づき販売パートナーが利用契約の満了日前に解約をする場合、当社は申込書に記載されたとおりの解約手数料を請求いたします。利用契約満了による解約の場合、解約手数料は発生しません。

第 4 章 利用者への本サービスの提供

第 4.1 条 利用者への本サービス提供の申し込み

販売パートナーは、本サービスの利用を希望する法人（以下「利用希望者」といいます。）へ本サービスの再販売を行う場合、当社が別途定める申込書に利用希望者の情報を記載のうえ、当社へ提出することにより、本サービスの利用申込みに必要な事項として当社が別途定める事項を当社に届け出るものとします。販売パートナーは、利用希望者が複数となる場合、利用希望者ごとに当該申込書を作成し、当社へ届け出るものとします。当社が当該申込みを承諾することによって、販売パートナーと利用希望者との間に本サービスの再販売にかかる利用契約が締結されるものとします。

但し、当社及び各通信事業者それぞれによる審査を経る必要があり、一部の通信事業者のみにつき、申込みが不承諾となる場合があります。

第 4.2 条 本サービス提供に必要な情報の通知

当社は、販売パートナーが利用希望者への本サービスの再販売にかかる利用契約を締結後、販売パートナーに対し、販売パートナーが本サービスの再販売を行うために必要なID、パスワードその他の情報を、当社所定の方法により通知するものとします。販売パートナーは、当社より本サービスの再販売を行うために必要な情報を受領後、必要に応じて利用希望者へ当該情報を通知するものとします。

第 4.3 条 本サービス提供の不承諾

当社は、販売パートナー又は利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合、販売パートナーによる利用希望者への本サービスの再販売を承諾しない場合があります。

- (1) 販売パートナーが、当社が別途定める「KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」に記載された事項を利用希望者へ遵守させることができないと当社が判断したとき。
- (2) 販売パートナー又は利用希望者が、本サービスを含む当社及び当社のグループ会社が提供するサービスの利用料金、費用、割増金又は遅延損害金等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 販売パートナーが利用希望者への本サービス提供の申込みに際して当社に届け出が

された内容につき、虚偽又は事実と異なる記載があったとき。

(4) 販売パートナー又は利用希望者が、本サービスを含む当社及び当社のグループ会社提供するサービスの利用にかかる契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等の処分受けたことがあり、現に受け、又は受ける恐れのあるとき。

(5) 前号のほか、販売パートナー又は利用希望者が、当社の提供するサービスの利用にかかる契約に違反する行為若しくは違反の恐れのある行為を行ったことがあるとき、又はに行っているとき。

(6) 販売パートナーが利用希望者へ本サービスを提供することにより、当社の業務遂行支障が生じる恐れのあるとき。

(7) 販売パートナー又は利用希望者が、第 10.6 条に違反し、又は違反する恐れがある当社が判断したとき。

(8) 利用希望者からの申込み内容が、本サービスにかかる各通信事業者の定めるエンドユーザー向け利用規約のいずれかに違反し、又は違反する恐れがあると当社が判断したとき。

(9) 前各号のほか、販売パートナーが利用希望者へ本サービスを提供することが適当ないと当社が判断したとき。

第 4.4 条 利用者情報の変更

販売パートナーは、当社に届け出た本サービスの利用者に関する情報に変更が生じた場合、当社所定の方法により、変更後遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。前項の届出を怠ったことにより、販売パートナー又は利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。販売パートナーは、本サービスの利用者に関する情報の変更を希望する場合、当社の別途定める方法により変更の申し込みをすることができるものとします。但し、当社は、販売パートナーの希望する変更内容を審査のうえ、自らの裁量により、変更の承諾の可否を決することができるものとします。

第 4.5 条 利用者への本サービスの提供期間

販売パートナーは、販売パートナーから利用者への本サービスの再販売にかかる提供期間並びにその更新の有無及び方法につき、当社に提出した当社が別途定める申込書の定めに従うものとします。

第 4.6 条 本サービス提供の停止

当社は、販売パートナー又は利用者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、通知、催告等何らの手続を要することなく、直ちに、本サービスの販売パートナーによる利用者への提供を制限又は停止することができます。この場合、販売パートナーは、当該

制限又は停止中の本プログラムの提供にかかる利用料金について、当該制限又は停止に合理的な理由がない場合を除き、支払いを免れないものとし、当該制限又は停止の有無にかかわらず、これにより当社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 販売パートナーが、本規約又は個別規約に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかつたとき。
- (2) 販売パートナーが、当社が別途定める「KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」の記載内容を利用者へ遵守させることができなかつたとき。
- (3) 販売パートナー又は利用者が、差押、仮差押若しくは仮処分の命令、通知が発送され、又は競売の申立を受けたとき。
- (4) 販売パートナー又は利用者が、公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 販売パートナー又は利用者が、支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を行つたとき。
- (6) 販売パートナー又は利用者が、自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手 の不渡を起こしたとき。
- (7) 販売パートナー又は利用者が、合併によらず解散し、又は営業を廃止したとき。
- (8) 利用者が、本サービスの利用において不正な行為を行つたとき。
- (9) 販売パートナー又は利用者が、当社の名誉、信用を失墜させ、若しくは当社に重大な損害を与えたとき、又はその恐れがあるとき。
- (10) 販売パートナー又は利用者が、第 5.3 条に違反し、又は違反する恐れがあるとき。
- (11) 販売パートナー又は利用者が、第 10.6 条に違反し、又は違反する恐れがあるとき。
- (12) 販売パートナー又は利用者が、第 4.3 条各号の規定に該当していたことが判明したとき。
- (13) 当社が、利用者が帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段又はアプリケーションを用いて電気通信を行つてゐることを検知したとき。

第 4.7 条 利用者への本サービス利用の終了

1. 販売パートナーは、理由の如何にかかわらず、利用者からの求めに応じて当該利用者への本サービスの再販売を終了する場合、当社の別途定める方法により、前々月の 10 日（当該日が当社の休業日である場合には、その前営業日）までに当社に通知することにより、当月の 1 日をもつて利用契約を解約することができます。
2. 前項に基づき利用者が利用契約の満了日前に解約をする場合、当社は販売パートナーへ

申込書に記載されたとおりの解約手数料を請求いたします。利用契約満了による解約の場合、解約手数料は発生しません。

第 5 章 公式アカウント、配信

第 5.1 条 公式アカウントの第三者利用の禁止

販売パートナーは、当社に事前の書面（電子メールを含む。）による承諾得ることなく、利用者へ提供した公式アカウントを当該利用者以外の第三者へ利用（当該公式アカウントへのアクセス、発信その他当該公式アカウントに関する一切の操作をいい、以下同じとします。）させてはならないものとします。

第 5.2 条 当社による公式アカウントへのアクセス

当社は、利用者の要請があった場合、公式アカウントの利用者による利用に関し、合理的な範囲内で補助するものとし、販売パートナーは、当社がかかる補助に必要な範囲で利用者の公式アカウントにアクセスし、操作することがあることにつき、利用者からの承諾を取得するものとします。また、当社が、販売パートナー及び利用者に第 4.3 条若しくは第 4.6 条に定める事由又はそれに準ずる事由があると判断し、又は第 5.3 条に違反している可能性があると判断したことを理由に、販売パートナーに対し、利用者の顧客への配信内容の開示を要請した場合、販売パートナーは、当該配信内容の開示を行うものとします。販売パートナーは、当社からの当該開示要請に従わない場合に、当社が自ら利用者の公式アカウントにアクセスし、操作することにつき、承諾するものとします。当社は、かかるアクセス又は操作に起因して販売パートナー及び利用者又は顧客に損害が発生した場合でも、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切その責任を負わないものとします。

第 5.3 条 配信ガイドラインの記載内容の遵守

販売パートナーは、本サービスの提供を受ける利用者に対して、予め、当社が別途定める「KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」の記載内容を遵守させるものとし、当該利用者に関して当社へ提出した当社が別途定める申込書に定められた用途以外の用途での配信は、当社が別途承諾したものと見做すものとします。

第 6 章 利用料金等

第 6.1 条 本プログラムの対価

本プログラムの提供にかかる対価は、以下に定める利用者が本サービスを利用する際の

公式アカウント料、配信料、オプション料及び各種手数料の合計額となり、当社は販売パートナーへ請求するものとします。各料金の金額は、「KDDI Message Cast パートナープログラム申込書」に記載されたとおりとします。

6.1.1 公式アカウント料

公式アカウントの利用にかかる月額料をいい、利用契約の契約期間中は毎月発生する金額となります。但し、利用契約が SMS のみの配信に関するものであった場合には、公式アカウント料は発生いたしません。

6.1.2 配信料

利用者からエンドユーザーへ配信された RCS、+メッセージ又は SMS1 件に対して、それぞれの配信単価を乗じた金額の合計額をいいます。なお、配信通数の算出方法については、第 6.1.5 条 に従うものとします。

6.1.3 オプション料

公式アカウント料及び配信料以外の、利用者が申し込みをした付加価値サービス等の提供にかかる料金をいいます。

6.1.4 各種手数料

アカウントの新規契約時、設定内容変更時、又は解約時に発生する当社所定の各手数料をいいます。

6.1.5 配信通数の算出

本サービスにおける当月のエンドユーザーへの RCS、+メッセージ及び SMS の配信通数は、以下のとおり算出されるものとします。

- (1) 利用者からエンドユーザーへのメッセージ配信（下りメッセージ）のみを対象とし、エンドユーザーから利用者へのメッセージ配信（上りメッセージ）は対象外とします。
- (2) 利用者が当社設備へ配信依頼を行った時点の日本時間を配信日時とし、当月における配信日時から起算して 72 時間以内にエンドユーザーへ到達したメッセージのみを当月の配信通数の対象とします。配信日時から 72 時間経過後もエンドユーザーへ到達しなかつたメッセージは、当月の配信通数の対象外とします。
- (3) 当社は、本サービス設備又は各通信事業者設備における通信の輻輳、故障等の理由により、エンドユーザーへの配信自体は行えるものの配信通数の算定を行えない期間があった場合、次の①又は②の方法により算定して得られた値を当該期間における配信通 数とみなすことができるものとします。

- ① 過去 2 か月間の配信通数の実績を当社が把握することができる場合 配信通数の算定を行えなかった日以前の実績が把握できる過去 2 か月間に おける 1 日の平均配信通数に、配信通数の算定を行えなかった日数を乗じて得た値
- ② 過去 2 か月間の配信通数の実績を当社が把握することができない場合 配信通数の算定を行えなかった日以前の配信通数の実績が把握できる期間における 1 日あたりの平均配信通数、又は本サービス設備若しくは各通信事業者設備における通信の輻輳、故障等からの回復後の配信通数が把握できる当該月の全ての日における 1 日あたりの平均配信通数のうち少ない方の値に、配信通数の算定を行えなかった日数 を乗じて得た値

第 6.2 条 料金発生期間

1. 本サービスの料金発生開始日及び終了日は、申込書に記載されたとおりとします。
2. 本サービスの利用期間は、全て日本時間を基準とし、料金計算を行います。

第 6.3 条 支払方法、手数料

本プログラムにかかる対価の支払方法は、申込書に記載されたとおりとします。なお、支 払にかかる手数料は販売パートナーが負担するものとします。

第 6.4 条 消費税及び端数の処理

販売パートナーが、当社に対して本プログラムの提供にかかる対価を支払う場合、当該支払い時点で施行されている消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされている場合は、当該法令に定められた消費税相当額を加算して支払うものとします。また、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 6.5 条 支払期日、遅延利息

販売パートナーは、「KDDI Message Cast パートナープログラム申込書」に記載の支払期日までに、本プログラムの月額対価を支払うものとし、支払期日を経過してもなお支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から支払完了日の前日までの日数について年 3% の割合（閏 年についても、365 日として計算します。）で計算して得た額を遅延利息として、未払いの対価とともに支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に販売パートナーから支払いがあった場合は、当社は遅延利息の支払いを免除するものとします。

第 7 章 通知方法

第 7.1 条 変更の通知

当社から販売パートナーへの通知は、販売パートナーが「KDDI Message Cast パートナー プログラム申込書」に記入した販売パートナーのメールアドレスへのメール送信、又は当社及び販売パートナーにて別途合意する方法をもって行うものとし、かかる通知が発信された時点で通知が完了したものとみなします。また、販売パートナーは、当社から発信された通知のうち、利用者に対する本サービスの再販売に影響があると判断した場合は、直ちに利用者へその旨通知をするものとします。

第 8 章 本サービスの停止・中断

第 8.1 条 本サービスの停止・中断

当社は、自ら又は他の通信事業者が管理する本サービス用設備において、次の各号に該当する事由が生じた場合には、販売パートナーへの本プログラムの提供を一時的に停止若しくは中断し、又は及び販売パートナーから利用者への本サービスの提供を一時的に停止させ、若しくは中断させることができます。この場合、当社は、第 10.8 条にかかわらず、販売パートナー、利用者その他の第三者に生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わず、かつ、販売パートナーに対する本プログラムの提供にかかる対価の支払請求権を失わないものとします。

- (1) 本サービス設備及び通信事業者設備に故障若しくは障害が生じたとき、又はこれらの設備につきメンテナンス作業が必要であるとき。
- (2) 本サービス用設備及び通信事業者設備にインストールされたソフトウェア若しくはデータベースに障害が発生したとき、又は当該ソフトウェア若しくはデータベースにつきメンテナンス作業が必要であるとき。
- (3) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力により本サービス設備及び通信事業者設備の使用が困難となったとき。
- (4) 販売パートナー設備若しくは利用者設備の障害又は本サービス用設備及び通信事業設備までの通信手段の不具合等、販売パートナー又は利用者の接続環境の障害が生じたとき。
- (5) 本サービス用設備及び通信事業者設備からの応答時間等、通信手段の性能値に起因する障害が生じたとき。
- (6) 当社が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備及び通信事業者設備等への第三者による不正アクセス又はアタック若しくは通信経路上での傍受が

あつたとき。

- (7) 当社が別途定める手順、セキュリティ手段等を販売パートナー又は利用者が遵守しないことに起因して本サービス用設備及び通信事業者設備の障害が生じたとき。
- (8) 前各号のほか、本プログラム又は本サービスの提供を中断する必要があると当社が合理的に判断したとき。

第 8.2 条 本サービスの停止・中断時の対価減免

第 6.1 条及び第 6.5 条にかかわらず、販売パートナー及び利用者の責に帰さない理由により、本サービスを全く利用できない状態（本サービスの提供に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連續したときは、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その利用できない日数に相当する本プログラムにかかる対価の支払いを免除するものとします。

第 9 章 本プログラムの廃止

第 9.1 条 本プログラムの廃止等

当社は、理由の如何を問わず、販売パートナーに事前の通知をすることなく、本プログラム又は本サービスの内容の全部又は一部の変更、追加又は廃止をすることができるものとします。但し、本プログラム又は本サービスの全てを廃止する場合には、当社が別途指定する方法にて、当該廃止の 3 ヶ月前までに、販売パートナーに対してその旨を通知するものとします。

第 10 章 雜則

第 10.1 条 権利の帰属

本プログラム及び本サービスに関する全ての知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾している者に帰属するものであり、本プログラム又は本サービスの提供にかかる利用契約の締結及びこれに基づく本プログラム又は本サービスの提供により、当社又は当社に権利を許諾している者の知的財産権の全部又は一部が譲渡され、又は移転されるものではありません。但し、販売パートナーが当社から提供を受ける本プログラムとは別に販売パートナーが独自で開発、保有しているものはこの限りではありません。

第 10.2 条 禁止事項

販売パートナーは、本サービスの利用希望者及び利用者に、本サービスの利用に際して、次の各号に定める行為（それらを誘発する行為や準備行為も含みます。）をさせてはならないものとします。

- (1) 「KDDI Message Cast サービス配信ガイドライン」に違反して本サービスを利用する行為。
- (2) 本サービス設備の全部又は一部を改変する、又はリバースエンジニアリング、逆コンパイル、若しくは逆アセンブルする行為。
- (3) 本サービスを複製又は翻案する行為。
- (4) 本サービスの全部又は一部につき、有償、無償を問わず、公衆送信、頒布、譲渡、貸与、再利用許諾その他の態様により当社の許可なく第三者に利用させる行為。
- (5) 当社による本サービスの運営を妨害する、又はその恐れがある行為。
- (6) 法令に違反する行為。
- (7) 前各号のほか、本サービスの利用について不適切であると当社が合理的に判断する行為。

第 10.3 条 お客様情報

当社は、本プログラム及び本サービスの提供のために取得した販売パートナー、利用希望者及び利用者に関する情報（以下、併せて「利用者情報」といいます。）について、本プログラム及び本サービスの提供に必要な範囲で利用します。また、当社は、利用者情報のうち、個人情報に該当するものについては、以下の当社のプライバシーポリシーに従って取り扱います。当社プライバシーポリシーはこちら

株式会社アジャストワン <https://adjust1.co.jp/privacy-policy/>

第 10.4 条 配信データ情報

販売パートナーは、本サービスにおいて利用者の配信データ（メッセージの配信通数、到達状況、既読・返信等の配信ステータス、配信コンテンツ等に関するデータをいいます。）を、当社が本プログラム及び本サービスの円滑な運用及びサービス向上のために利用することにつき、利用者からの承諾を取得するものとします。

第 10.5 条 守秘義務

1. 販売パートナーは、本プログラムの提供を受けることに関して当社から開示を受け、又は知り得た当社の秘密情報について秘密を厳守し、本サービスの再販売以外の目的に利用し、又は本サービスの利用希望者及び利用者以外の第三者に対してもこれを開

示、漏洩してはならないものとします。また、守秘義務期間は、本プログラムの契約期間中及び契約終了日から3年間有効に存在するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報とはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報とはならないものとします。

- (1) 開示若しくは知得の時点で公知のもの、又は開示若しくは知得の後に、販売パートナーの責めに帰せざる事由により公知となったもの。
 - (2) 開示若しくは知得の時点で販売パートナーが既に保有していたもの
 - (3) 秘密情報によらず販売パートナーが独自に開発したもの。
 - (4) 販売パートナーが第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、販売パートナーが本プログラムの提供を受け、本サービスの再販売を行うために必要な業務を第三者に委託する場合、当該第三者に対して本条で定める秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を課したうえで、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとします。
 3. 販売パートナーは、当社からの要求を受けた場合、当社により本プログラムの申込み承諾されなかった場合又は本プログラムの提供にかかる利用契約が終了した場合には、当社の指示に従い、秘密情報を当社に返還し、又は廃棄するものとします。
 4. 販売パートナーは、本条に定める自らの義務と同等の義務を、本サービスの利用希望者及び利用者に対しても遵守させるものとします。

第 10.6 条 反社会的勢力

1. 販売パートナーは、当社に対し、本プログラムの申込み時において、自己、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者若しくは従業員又はその代理若しくは媒介をする者その他 の関係者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 販売パートナーは、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証するものとします。
3. 販売パートナーは、本条に定める自らの義務と同等の義務を、本サービスの利用希望者及び利用者に対しても遵守させるものとします。

第 10.7 条 保証、免責

- 当社は、本プログラムの提供に関する販売パートナーに提供する API 又はその対象となるソフトウェアが第三者の権利を侵害しないこと、当該 API の利用が第三者の権利を侵害しないこと、本プログラムの提供に関する開示する情報の安全性、正確性、完全性、有用性及び最新性、本サービスが継続して提供されること並びに販売パートナーの特定の目的に合致すること等について、何らの保証を行わないものとします。
- 販売パートナーが、本プログラムの提供を受けること及び本サービスの再販売を行うことに関して第三者に対して損害を与えた場合、販売パートナーは、自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 販売パートナーは、本プログラムの提供を受けること及び本サービスの再販売を行うことに関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の費用負担と責任においてこれらを処理解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第 10.8 条 損賠賠償

- 本プログラムの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により販売パートナーが損害を被った場合、当社は、販売パートナーが当社に支払った本プログラムの対価の 1 ヶ月分相当額（過去 12 ヶ月の平均額とし、本プログラムの提供期間が 12 ヶ月に満たない場合は当該提供期間の平均額とします。）を上限として補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失による損害については、通常生ずべき直接の損害を上限とします。
- 販売パートナーが本規約又は個別規約に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合、販売パートナーは、当社に対し、当該損害の全額を賠償する責任を負うものとします。

第 10.9 条 分離可能性

本規約又は個別規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約又は個別規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 10.10 条 譲渡禁止

販売パートナーは、本規約又は個別規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第 10.11 条 準拠法、管轄裁判所

1. 本規約及び個別規約は、日本国法に従って解釈及び適用されるものとします。
2. 本規約若しくは個別規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 10.12 条 事業者間での情報交換

1. 当社は、次の各号に該当する場合は本サービスの安定的な運用と利用者を保護するため、以下記載の事象が発生した場合、第 2 項に記載の利用者にかかる情報を、第 3 項に記載の通信事業者に提供し、通信事業者間でその情報を交換できるものとします。
 - (1) 第 4.6 条に該当する事由が発生し、当社が本サービスの提供を停止したとき
2. 利用者にかかる情報は次の各号の情報とします。
 - (1) 商号
 - (2) 住所
 - (3) 代表者等氏名
 - (4) 電話番号その他連絡先
 - (5) 公式アカウント識別子
 - (6) 違反行為等があった場合はその行為の内容
3. 第 1 項に基づき、当社が第 2 項に定める利用者にかかる情報を交換する通信事業者の範囲は次のとおりとします。なお、通信事業者の範囲を変更する場合には予め利用者に通知するものとします。
 - ・株式会社 NTT ドコモ
 - ・KDDI 株式会社
 - ・沖縄セルラー電話株式会社
 - ・ソフトバンク株式会社
 - ・楽天モバイル株式会社

附 則

(実施期日)

2019年12月13日 制定

2025年4月 1日 改訂

2025年6月27日 改訂

2025年9月24日 改訂